

# 令和8年度 千代田区公契約条例の概要

千代田区（以下「区」という。）では、区が締結する請負契約等に基づく業務及び指定管理者に行わせる公の施設の管理において、当該業務に従事する者の適正な労働環境を確保し、社会経済の健全な維持発展並びに公共工事及び公共サービスの質の確保及び向上に資することを目的に、千代田区公契約条例を平成 26 年度に制定いたしました。

## 【対象となる契約】

- 工事請負契約（予定価格1億円以上）
- 業務委託契約（予定価格2,000万円以上のうち下記業務）
  - ①施設管理業務、②給食調理業務、③警備、車両運行業務、④清掃業務
  - ⑤廃棄物、資源等回収業務、⑥窓口、管理業務
- 全ての指定管理協定

## 【賃金の下限額について】（令和8年度）

### ●工事請負契約

賃金下限額は、職種ごとに国が定める東京都における公共工事設計労務単価の90%となります。（※熟練・未熟練の区別はしません。）

### ●業務委託契約・指定管理協定

賃金下限額は、1 時間あたりです。

| 職 種      | 賃金下限額   |
|----------|---------|
| 警備員      | 1,667 円 |
| 保全管理員（※） | 2,149 円 |
| 清掃員      | 1,487 円 |
| 介護職      | 1,487 円 |
| 栄養士      | 1,747 円 |
| 保健師・看護師  | 1,788 円 |
| 上記以外     | 1,465 円 |

（※）保全管理員は、設備の運転管理、点検・保守業務を行う従事者です。

## 【適用の対象となる労働者】

受注者はもちろん、下請業者・再委託先に雇用されている労働者、派遣労働者、いわゆる一人親方まで対象となります。

## 【対象案件の受注者等の義務】

受注者又は下請業者等は、区が定める賃金下限額以上の賃金を労働者に支払わなければいけません。

また、受注者は、関係書類の提出等や、立ち入り検査や報告など、関係者への調査に協力しなくてはなりません（下請業者等も調査の対象になる場合があります）。

※従業員に条例の周知を図るため、初めて現場に入る従事者に条例の周知カードを配布する必要があります。その他、公契約条例対象の現場であることがわかるようにポスターを掲示したり、チラシを配布したりするなどしてください。

#### 【特定公契約賃金等報告書の作成・提出】

特定公契約賃金等報告書の提出期限は下記のとおりです。（年間契約の場合）

| 回数  | 報告対象                  | 提出期限             |
|-----|-----------------------|------------------|
| 第1回 | 特定公契約賃金等報告書を提出するまでの期間 | 契約日が属する月の2か月後の末日 |
| 第2回 | 1回目提出後から2回目提出までの期間    | 業務完了日の1か月前       |

提出期限までに提出されない場合は、以下の対応をいたします。

1か月遅れた場合           ： 提出について指導します。

さらに2か月遅れた場合   ： 指名停止とします。

#### 【条例に違反した場合】

本条例に違反していることが判明したときは、区は是正するために必要な措置を講ずることを命じます。受注者が区の命令に従わなかったときや虚偽の報告をしたとき等は、区は契約を解除することができます。

#### 【社会保険加入報告義務】

受注者は、労働者の社会保険加入状況を区に報告しなければなりません。

※ 詳細については千代田区HP「千代田区公契約条例について」(下記URL)を参照してください。

<http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kuse/nyusatsu/kokeyaku.html>

担当: 千代田区政策経営部契約課 TEL.03-5211-4156(直通)